

公認審判員

令和7年度 学科試験解答用紙

新発田会場 受審日 令和7年9月28日(日)

受審番号

氏名

加盟団体名

1 「審判員の心得」について述べなさい。

2 「有効打突の条件」について説明しなさい。

* 黒鉛筆または黒ボールペンを使い、事前に手書きで解答を記入してください。

* 受審番号が確定したら番号を記入し、受付に提出してください。

受審番号

氏名

3 次の各文は、有効打突の判定および禁止行為についての取り扱いを示したものである。正しいものには○、誤っているものには×を記入しなさい。

- ① 赤の面打ちに対して、白がこれを右小手で避けた。白の右小手を捉えたので「小手あり」として有効打突とした。
- ② 赤が先に面を打って有効打突と判定したが、直後に白が突きを突き、このために赤の体勢が崩れて倒れたので赤の有効打突を取り消した。
- ③ 被打突者の剣先が打突者の上体前面に付いて、その氣勢や姿勢が充実していると判断した場合は、有効打突とならない。
- ④ 倒れた者に、一呼吸置いた後の打突も有効打突になる。
- ⑤ 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突は有効打突になる。
- ⑥ 一方が、場外に出ると同時に加えた打突は一本とならない。
- ⑦ 有効打突が両者同時にあった場合（相打ち）は、一本としない。
- ⑧ 片足が場内、もう一方の足が境界線上にあっても場外反則となる。
- ⑨ 倒れた時に、身体の一部が境界線外に出た場合は、場外反則となる。
- ⑩ 胴体部が場内であれば、境界線外において身体の一部または竹刀で身体を支えても場外反則とならない。
- ⑪ 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになった場合、反則となる。
- ⑫ 主審と副審一人が有効打突を表示した。もう一人の副審は旗の表示はしなかったが、有効打突が決定したので、主審はそのまま流し宣告をした。
- ⑬ 三人の審判員は表と裏の位置関係にあるが、一番よく見える位置の審判員の判定に追随すべきである。
- ⑭ 主審による鏝競り合いの処置に対して、副審が不信感や疑問を持った場合、副審は「止め」を宣告することができる。
- ⑮ 明らかな反則行為があったにもかかわらず、主審が気付かなかつたり見えなかつたりした場合、副審は「止め」を宣告することができる。
- ⑯ 有効打突や反則に関して合議を行った場合、その結果を主審だけが旗の表示を行う。
- ⑰ 竹刀が回っていることについて、主審が気付かずいたので副審が「止め」を宣告して、主審に知らせた。
- ⑱ 境界線でもつれて、どちらか一方が場外に出るまで待ち反則を取った。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱